

# 2023年度 第2回 一橋大本番レベル模試 世界史

## 採点基準

全3問 120分 150点満点

### I (50点)

#### 採点基準

I (基準の合計60点→50点満点)

\* ノルマン人の動向 (基準の合計24点→20点)

[ノルマン人の動向①] ロロが(10世紀に)ノルマンディー公国を建てた 4点

- ・ 「ノルマン人がノルマンディー公国を建てた」のようにロロに触れなかった場合は2点のみ

[ノルマン人の動向②] ロロは西フランク王と封建関係を結んだ 2点

- ・ 西フランク王とロロが封建関係を結んだことが読み取れば可(例:「ロロは西フランク王の封臣となった」「ロロは西フランク王に土地の領有を認められた」)

[ノルマン人の動向③] ノルマン人は(11世紀前半に)南イタリアに進出した 4点

[ノルマン人の動向④] ロベール=ギスカルが(11世紀後半に)南イタリアの君主になった 2点

- ・ ロベール=ギスカルが教皇(法王)と結んだことを指摘しても可

[ノルマン人の動向⑤] (12世紀に)両シチリア王国が成立した 4点

- ・ 以下「両シチリア王国」を「シチリア王国」「ノルマン=シチリア王国」と表記しても可

[ノルマン人の動向⑥] ルッジェーロ2世が(⑤を)建国した 2点

[ノルマン人の動向⑦] (⑥に際して)ルッジェーロ2世は教皇から(建国の)承認を得た 2点

[ノルマン人の動向⑧] 両シチリア王国はシチリア島と南イタリアを領有した 4点

\* シチリア島の歴史的背景と文化的特徴 (基準の合計16点→16点)

[シチリア島の背景①] (シチリア島は)ビザンツ帝国の支配を受けた 4点

- ・ 以下「ビザンツ」を「東ローマ」と表記しても可

[シチリア島の背景②] (シチリア島は9世紀以降)イスラーム勢力/アラブ人の支配を受けた 4点

- ・ ノルマン人がシチリア島をイスラーム勢力/アラブ人から奪ったことに触れても可

[文化的特徴①] 両シチリア王国にはアラブ人・ギリシア人・ラテン人が仕えた 4点

- ・ アラブ人・ギリシア人・ラテン人の3者が全て挙げられていない場合は2点のみ

[文化的特徴②] 両シチリア王国でノルマン・ビザンツ・イスラームの文化が融合/共存した 4点

- ・ 「ノルマン」は「ラテン」「カトリック」としても可

- 「ビザンツ」は「ギリシア（正教／正教会）」としても可
- 「イスラーム」は「アラブ」としても可
- 2つしか挙げられていない場合は2点のみ
- 1つしか挙げられていない場合は不可

\* 文化の動向（基準の合計 30 点→24 点）

- 〔文化の動向①〕ビザンツ帝国／イスラームにギリシア／ローマの文献が受け継がれた 4 点
- 〔文化の動向②〕（シチリア島で）ギリシア語／アラビア語の文献が翻訳された 4 点
- 〔文化の動向③〕（シチリア島で）文献／学問はラテン語に翻訳された 2 点
- 〔文化の動向④〕ビザンツ／イスラームの学問が伝わった 4 点
- 「哲学／科学」など具体的な分野に触れても可
- 〔文化の動向⑤〕パレルモが文化／翻訳の中心となった 4 点
- 〔文化の動向⑥〕両シチリア王国はフリードリヒ 2 世の時代に繁栄した 2 点
- 〔文化の動向⑦〕（文献／学問の流入で）12 世紀ルネサンスが（西ヨーロッパで）展開した 4 点
- 〔文化の動向⑧〕（⑦の結果）西ヨーロッパでスコラ学／科学／学問が発展した 4 点
- 「古典復興運動が行われた」も可
- 〔文化の動向⑨〕（13 世紀頃）製紙法がシチリア島から西ヨーロッパに伝わった 2 点

## II (50点)

### 採点基準

II (基準の合計 66 点→50 点)

\* ビスマルク体制と列強 (基準の合計 30 点→22 点満点)

- [ビスマルク体制の目的①] フランスを孤立させようとした 4 点
- [ビスマルク体制の目的②] 列強の勢力均衡を維持しようとした 4 点
- [ビスマルク体制の目的③] (①と②により) ドイツの安全保障を確保しようとした 2 点
- [ビスマルク体制の内容①] (オーストリア・ロシアと) 三帝同盟を結んだ 4 点
- [ビスマルク体制の内容②] (オーストリア・イタリアと) 三国同盟を結んだ 4 点
- [ビスマルク体制の内容③] ドイツ=オーストリア同盟を結んだ 2 点
- [ビスマルク体制の内容④] (ロシアと) 再保障条約を結んだ 2 点
- [ビスマルク体制の内容⑤] フランスを除く列強諸国と同盟網/友好的関係を築いた 4 点
- [ビスマルク外交] ベルリン会議で列強の利害を調整した 4 点
  - ロシア=トルコ(露土)戦争の際のベルリン会議を挙げても、アフリカ分割を巡るベルリン会議(ベルリン=コンゴ会議)を挙げても可

\* 列強の対立の激化 (基準の合計 36 点→22 点)

- [ヴィルヘルム 2 世の政策①] ヴィルヘルム 2 世が皇帝に即位した 2 点
- [ヴィルヘルム 2 世の政策②] 再保障条約の更新に反対した 2 点
- [ヴィルヘルム 2 世の政策③] ビスマルクが罷免された/退任した 4 点
- [ヴィルヘルム 2 世の政策④] (ビスマルクの退任を機に) ビスマルク体制が崩壊した 2 点
- [ヴィルヘルム 2 世の政策⑤] (ヴィルヘルム 2 世/ドイツは) 世界政策を推し進めた 4 点
- [列強体制の崩壊①] 露仏同盟が成立した 2 点
- [列強体制の崩壊②] イギリスは「光栄ある孤立」の方針を捨てた 2 点
  - 「日英同盟を締結した」も可とする
- [列強体制の崩壊③] 三国協商が成立した 4 点
  - 「英仏協商と英露協商が成立した」も可
- [列強体制の崩壊④] 列強は二極化した/協商国と同盟国に分かれて対立した 4 点
- [列強体制の崩壊⑤] 列強は植民地を巡って対立した 2 点
  - 「3B 政策と 3C 政策が対立した」も可
- [列強体制の崩壊⑥] 列強はバルカン半島を巡って対立した 2 点
- [列強体制の崩壊⑦] イギリスとドイツの間で建艦競争が行われた 2 点
- [列強体制の崩壊⑧] (④のために) 第一次世界大戦に発展した 4 点

\* 大戦後の新しい国際秩序（基準の合計 42 点→22 点）

〔ヴェルサイユ体制①〕 パリ講和会議は（ウッドロー＝ウィルソンの）十四カ条を原則とした 2 点

〔ヴェルサイユ体制②〕 列強の二極化／勢力均衡政策が戦争に繋がった 2 点

〔ヴェルサイユ体制③〕（②の反省を基に）集団安全保障を目指した 4 点

〔ヴェルサイユ体制④〕（③を原則として）国際連盟が設置された 4 点

〔ヴェルサイユ体制⑤〕 大戦後の国際秩序はヴェルサイユ体制と呼ばれた 2 点

〔ヴェルサイユ体制⑥〕（ヴェルサイユ体制下では）国際協調の機運が高まった 4 点

- 「協調外交が行われた」も可

〔ルール占領〕 ルール占領で緊張が高まった／フランスとドイツの関係が悪化した 2 点

〔ロカルノ条約①〕 ロカルノ条約が結ばれた 4 点

〔ロカルノ条約②〕 国境の現状維持／不可侵が定められた 2 点

〔ロカルノ条約③〕 ドイツの国際連盟加盟が認められた 2 点

〔軍縮①〕（ヴェルサイユ体制下では）軍縮が目指された 4 点

〔軍縮②〕（①の具体例として）ワシントン海軍軍備制限条約が結ばれた 2 点

- 「軍備制限条約」は「軍縮条約」としても可

〔軍縮③〕（①の具体例として）ジュネーヴ軍縮会議が行われた 2 点

〔不戦条約①〕 不戦条約（ブリアン・ケロッグ条約）が結ばれた 4 点

〔不戦条約②〕 戦争が違法行為となった 2 点

### Ⅲ (50点)

#### 採点基準

Ⅲ (基準の合計 66点 → 50点満点)

\* 「強化外交」期 (基準の合計 32点 → 22点)

〔冷戦①〕 冷戦が激化した／冷戦がアジアまで波及した 4点

- ・ 「冷戦が起こった」としか書けていない場合は 2点のみ
- ・ 具体的に「朝鮮戦争／インドシナ戦争が勃発した」としても可

〔冷戦②〕 (朝鮮戦争勃発時に) アメリカが艦隊を台湾海峡に派遣した 2点

〔反共包囲網①〕 (アメリカは) 東アジアにおける安全保障体制を構築した 4点

- ・ 具体的に「日米安全保障条約 (日米安保条約) を結んだ」も可

〔反共包囲網②〕 米華相互防衛条約が結ばれた 4点

〔反共包囲網③〕 (①は) 台湾海峡／中台関係の現状維持を目的とした 2点

〔反共包囲網④〕 日華平和条約が結ばれた 2点

〔反共包囲網⑤〕 (中華民国は) 冷戦下で西側陣営に加わった 4点

- ・ 以下「中華民国」を「台湾 (政府)」としても可
- ・ 「反共防衛網／反共封じ込め政策に参加した」も可

〔強化外交①〕 (中華民国は) 「強化外交」を展開した 4点

〔強化外交②〕 (①では) 台湾支配の強化／「大陸反攻」を目指した 4点

- ・ 「国民政府・国民党政権による中国再上陸・中国本土の奪回を目指した」などの表現も可

〔強化外交③〕 (中華民国は) アメリカから経済面での援助を受けた 2点

\* 「強化外交」から「弾力外交」への転換の経緯 (基準の合計 32点 → 24点)

〔冷戦構造の変化①〕 ソ連が平和共存政策を取った／東西間の緊張が緩和された 2点

- ・ 「スターリン批判が行われた」も可

〔冷戦構造の変化②〕 中ソ対立 (論争) が勃発した 4点

〔冷戦構造の変化③〕 中華人民共和国がソ連を (修正主義と) 批判した 2点

- ・ 以下「中華人民共和国」を「北京政府」としても可
- ・ 以下文脈上区別できる場合のみ「中華人民共和国」を「中国」としても可とする

〔冷戦構造の変化④〕 ベトナム戦争が泥沼化した 4点

〔冷戦構造の変化⑤〕 (②④の結果) 米中の接近が進んだ 4点

〔米中接近①〕 国連の中国の代表権が中華人民共和国に移った／中華民国は代表権を喪失した 4点

〔米中接近②〕 キッシンジャー／ニクソンが中華人民共和国を訪問した 4点

〔米中接近③〕 (1972年に) 日中共同声明が発表された／日中の国交が正常化した 2点

- 以下「中華人民共和国との国交が正常化した／国交が回復した」は「中華人民共和国を承認した」としても可

〔米中接近④〕（1979年に）中華人民共和国とアメリカ合衆国との国交が回復した 2点

〔米中接近⑤〕日本／アメリカ／西側諸国が中華民国と断交した 4点

\* 「弾力外交」期（基準の合計 20 点→20 点）

〔弾力外交①〕（中華民国は）「弾力外交（弾性外交）」を展開した 4点

- 具体的な年号が無くとも転換後に「弾力外交」を展開したことが分かれば広く許容

〔弾力外交②〕（①では）国交を持たない国との民間交流・実質的關係を重視した 4点

- 民間交流の例として経済や貿易を挙げて可

〔弾力外交③〕一部の国々との国交は継続した 2点

- 具体例として韓国との国交継続を挙げて可

〔弾力外交④〕（日米など）国交が断絶した国とも民間關係を継続した 4点

〔弾力外交⑤〕中華民国はアメリカからは軍事支援を受け続けた 2点

〔弾力外交⑥〕中国本土とも香港を通じて民間交流が行われた 4点

- 経由地として香港を挙げられていない場合 2点のみ